

「令和5年度8市連携スタディミーティング企画運営行業務委託」 に関するプロポーザル募集要項

1 業務の概要・目的等

東京都区部に近接し、大都市部として密接につながり、市域を越えた共通の課題を持つ、横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市、町田市（以下「8市」）では、「8市連携市長会議」を設置し、2040年頃における課題を見据え、水平・対等な関係で連携策の協議を進めています。

今後の8市連携の取組を進めるため、2040年頃に8市の中核を担う世代の職員を対象に、広域連携に対する意識醸成と、広域的課題や広域での共通課題の解決に向けた政策形成手法の習得、職員間の将来にわたるネットワーク構築を目的とした研修を開催します。

事業の効果を一層高めるため、豊富な実績とノウハウを持つ民間事業者に当該業務を委託するものです。

その他、業務の詳細は、業務説明資料に記載します。

2 プロポーザルの手続き

(1) 名称

令和5年度8市連携スタディミーティング企画運営業務委託

(2) 主催者

横浜市（政策局大都市制度推進本部室大都市制度・広域行政部広域行政課）

(3) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、提案資格があると認められた者から提案を受ける公募型で行います。

また、本プロポーザルは与えられた条件下において、当該委託に係る実施体制、実施方針、提案者の考え方を「提案書」を通して審査・評価し、当該委託に最も適した受託候補者を特定するものです。

3 提案資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次の項目の全てに該当する者としてします。

- (1) 令和5年・6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）に登載され、規模区分が「中小企業」に登録されていること。
- (2) (1)の名簿において、営業種目「320：各種調査企画」の細目「B：コンサルティング（建設コンサル等を除く）」を1位に登録していること。
- (3) 過去5年間（令和元年度以降）に、20名程度を対象としたワークショップを含む業務を受託した実績があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。
- (7) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11

年法律第 225 号) に基づく再生手続の申立がなされている者 (更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥る恐れがないと横浜市が認めたものを除く) でないこと。

(9) 参加意向申出書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市指名停止等措置要綱 (一部改正令和 3 年 4 月 1 日) の規定による指名停止を受けていないこと。

4 プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

プロポーザルの提出資料は、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めるもののほか、提案書作成要領に基づき作成してください。

5 プロポーザル実施スケジュール

プロポーザルの概ねの実施スケジュールは、別紙のとおりです。

6 事務局

横浜市政策局大都市制度推進本部室大都市制度・広域行政部広域行政課 高森、横山

所在地 〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

電話 045-671-4082

プロポーザル実施スケジュール

